

高第475号
令和6年8月2日

各介護関係事業所・施設等代表者様
(松江市に所在するものも含む)

島根県健康福祉部高齢者福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う感染対策の徹底等について

本県福祉行政の推進につきましては、平素から、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、現在、県内の新型コロナウイルスの陽性者数が増加傾向であり、直近（令和6年第30週、7/22～7/28）の定点医療機関（38医療機関）あたりの患者数は、前週比約1.4倍の14.11人となり、今後の感染の動向について予断を許さない状況です。

先般、令和6年7月25日付けで感染対策の徹底をお願いしたところですが、改めて、下記の内容についてご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 感染対策の徹底

各事業所・施設におきましては、基本的な感染対策（手洗い・手指消毒、換気、マスク着用）を徹底していただきますよう改めてお願いいたします。特に換気について、夏場は冷房の使用により不十分となりがちですので、暑さ対策に配慮しながら、適時の換気を心がけてください。

※参考

「高齢者施設等における感染対策等について」（令和5年4月18日付け厚生労働省事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001089956.pdf>

2 医療機関との連携

入所施設におきましては、嘱託医による診療体制、協力医療機関との連携体制等について改めて確認いただくとともに、入院の必要性がないと判断された陽性の入所者が施設内で適切に療養できる体制を確保いただくことで、地域における通常の医療体制が確保されるよう、引き続きご協力をお願いいたします。

※参考

「今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について」（令和6年7月24日付け厚生労働省事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001280228.pdf>

3 感染症発生時の報告

事業所・施設で陽性者が確認された場合の報告については以下のとおりですので、ご承知おきいただくとともに、適切にご対応いただきますようお願いいたします（陽性者が確認された場合の当課への報告は、令和6年4月以降は不要です）。

社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(以上、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年老発第0222001号他厚生労働省老健局長等通知)より抜粋)

※1 上記における「感染症」には、新型コロナウイルス感染症を含みます。

※2 本取扱いの対象となる高齢者施設は別紙のとおりです。

【お問い合わせ】

島根県健康福祉部

高齢者福祉課 小松原

TEL:0852-22-6695 FAX:0852-22-5238

別紙

【高齢者施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 老人福祉センター
- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- 介護老人保健施設
- 看護小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 介護医療院